

# 八戸市立南郷小学校父母と教師の会会則

## 第1章 名称及び事務局

第1条 本会は八戸市立南郷小学校父母と教師の会（略称南郷小PTA）と称し、事務局を八戸市立南郷小学校内に置く。

## 第2章 目的

第2条 本会は父母と教師が緊密な協力のもとに、学校・家庭及び地域社会における児童の心身の健全な成長発達を図ることを目的とする。

## 第3章 事業

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 本校の教育に対する理解を深め、これを推進する。
- 2 学校と地域との緊密な連絡によって、児童の生活を善導する。
- 3 地域における児童の生活環境の浄化に努める。
- 4 学校の教育的環境の整備を図る。
- 5 地域における社会教育の振興を図り、会員相互の教養を高める。
- 6 教職員の研修活動の助成。
- 7 善行者、功労者の表彰。
- 8 児童及び会員の慶弔。（細則は別に定める）
- 9 その他、本会の目的を達成するために必要と認める事業。

## 第4章 方針

第4条 本会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- 1 特定の政党や宗教に偏ることなく、また営利を目的とするような行為をしない。
- 2 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- 3 直接に学校の人事その他の管理には干渉しない。

## 第5章 会員

第5条 本会の会員は八戸市立南郷小学校に在籍する児童の父母または保護者と教師で組織する。

(二) 本会の会員は次の通りとする。

- 1 本校の在籍する児童の父母またはこれに代わる者。
- 2 本校に勤務する教職員。

第6条 本会の会員はすべて平等の義務と権利を有する。

第7条 本会の会員は会費を納めるものとする。

(二) 会費の額及び納入方法は総会において決める。

## 第6章 経理

第8条 本会の活動に要する経費は、会費、準会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。但し、年度途中にて加入の場合は、毎学期の3分の1の額とする。途中退会の場合も毎学期の3分の1の額とし、残学期分の会費を返納する。

(二) 準会費（本校に児童が在籍しない家庭）の徴収事務をするため、評議員（世話人）を

置く。評議員（世話人）は、各自治会の班または各学年で選出する。

第9条 本会の資産は、第2章の目的達成以外に使用してはならない。

第10条 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第11条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 役員

第13条 本会の役員は次の通りとする。（本会に次の役員を置く）

会長：1名	副会長：2名または3名	監事：5名
事務局（計・観）：1名（教頭）	参与：1名（校長）	
各学年委員長：6名	各実行委員長：3名	
顧問：若干名		

第14条 本会の役員の選出は次の通りとする。

- 1 役員のうち、会長、副会長、監事は三役と称し、総会において選出する。
- 2 書記・会計並びに参与は、会長が委嘱する。
- 3 学年委員正副委員長並びに実行委員正副委員長は、委員の互選により選出し、会長が委嘱する。

第15条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。また、途中での退任によって補充された場合は、在任期間とする。

第16条 役員は次の職務を行う。

- 1 会長は本会を代表し、総会及び役員会（拡大役員会）を召集し、会議の議長となる。また、役員及び参与の承認を得て、学年委員長並びに実行委員長を委嘱する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は代理を務める。
- 3 書記は、総会及び役員会の議事を記録、各種会合について通知する。
- 4 会計は、本会の総会が決定した予算に基づいて会計事務を処理し、定期総会には会計監査を経て決算報告をする。
- 5 役員会は、重要事項を審議する。
- 6 監事は、会計の監査をする。
- 7 参与は学校を代表して本会の議事、運営に参加する。
- 8 各学年委員長、各実行委員長は、総会及び拡大役員会に出席し、議案を審議する。
- 9 顧問は、必要に応じて役員会で推薦し、会長の諮問に応ずる。

## 第8章 会議

第17条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。

第18条 総会は定期総会及び臨時総会とする。

(二) 定期総会は年1回4月に開き、次のことを決める。

- 1 会務の報告
- 2 決算の報告、予算の議決
- 3 会則の修正
- 4 役員を選出
- 5 その他、本会の目的達成に必要なこと

(三) 臨時総会は役員会が必要と認め、または会員の五分の一以上の要求があった時は、

会長が召集する。

第 19 条 総会は、会員の五分の一以上出席しなければその議事を開き議決することができない。

第 20 条 総会の議事は、出席者の過半数で議決する。

第 21 条 役員会は、必要に応じ会長が召集し、次の事項を行う。

- 1 本会を運営するための事業の原案の作成及び検討
- 2 予算、決算の審議
- 3 その他、本会の目的達成に必要なこと（総会に提出する報告書等含む）

第 22 条 本会の目的達成に緊急を要する事項は、役員会をもって総会の議決に替えることができる。

(二) 第一号の内容は、事後の総会の承認を必要とする。

## 第 9 章 実行委員会・学年委員会

第 23 条 本会の活動に必要な調査、研究、運営するために、交通安全委員会（交通安全母の会を含む）、教養委員会、広報委員会並びに学年委員会を設ける。

実行委員会の委員並びに学年正副委員長は、学年末参観日の学級懇談において学年の保護者の話し合いにおいて決め、正副委員長は、4月の総会後の実行委員会の話し合いにおいて決める。

但し、新1年生の実行委員及び学年正副委員長は、前年度の新生保護者説明会（2月）において決める。

(二) 実行委員会・学年委員会についての必要な事項は、細則で定める。

(三) 実行委員、学年委員の任期は2年とする。

第 24 条 特別な事項について必要がある時は、臨時委員会を設けることができる。

(二) 臨時委員会について必要な事項は、細則で定める。

## 第 10 章 細 則

第 25 条 本会の運営に関して必要な細則は、この規約に違反しない限りにおいて、役員会の議決を経て定める。

(二) 役員会は、細則を制定・改廃した場合には次期総会に報告しなければならない。

## 第 11 章 表彰・慶弔

第 26 条 会員が、本会の活動に特別な功績があったと認められた時は、別に定める細則によって表彰する。

第 27 条 会員に特別な慶弔があった時は、別に定める細則によって慶弔の意を表す。

## 第 12 章 改 正

第 28 条 この規約は、総会において出席者の三分の二以上の賛成により、改正することができる。

### 附則

本会則は、平成28年4月1日より実施する。

平成29年4月22日 一部改正。(第9章第23条)

平成31年4月20日 一部改正。(第7章第13条、第9章第23条)

令和3年4月17日 一部改正。(第7章第13条)